

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 小川 克己

1 日 時

令和5年12月8日（金） 午後0時59分から
午後3時19分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

小川克己、木付親次、首藤健二郎、阿部英仁、守永信幸、玉田輝義、吉村哲彦

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

澤田友広、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、企画振興部長 山田雅文、会計管理局长 渡辺栃彦、
議会事務局次長 祖母井一郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第91号議案、第92号議案、第93号議案、第94号議案、第95号議案、第96号議案及び第108号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情6及び陳情7について、質疑を行った。
- (3) 新たな大分県長期総合計画案の骨子について、新たな行財政改革計画の視点・方向性について、大分空港海上アクセス整備事業の進捗について及び大分県用品調達特別会計の見直しについてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

| | | |
|------------|--------|-------|
| 議事課委員会班 | 主幹（総括） | 秋本昇二郎 |
| 政策調査課政策法務班 | 主事 | 岩尾晴花 |

総務企画委員会次第

日時：令和5年12月8日（金）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

13：00～14：40

(1) 付託案件の審査

第108号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）

第94号議案 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期目標について

第95号議案 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の定款の変更について

第96号議案 ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定について

(2) 付託外案件の審査

陳 情 7 大分県版地方創生の原点回帰とおおいた大改革に関する陳情

(3) 諸般の報告

①新たな大分県長期総合計画案の骨子について

②大分空港海上アクセス整備事業の進捗について

③東九州新幹線のルート調査結果について

④広域交通ネットワーク研究会について

⑤ツール・ド・九州について

⑥トリニータのシーズン結果について

(4) その他

3 総務部関係

14：40～15：55

(1) 付託案件の審査

第108号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）

第91号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

第92号議案 当せん金付証票の発売について

第93号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
（農林水産委員会へ合い議）

(2) 諸般の報告

①新たな行財政改革計画の視点・方向性について

②新たな大分県長期総合計画案の骨子について

③市町村行政DXの推進について

(3) その他

4 会計管理局、議会事務局関係

15:55~16:10

(1) 付託外案件の審査

陳情 6 議員の視察旅行に対する市民への報告会の開催を求める陳情

(2) 諸般の報告

①大分県用品調達特別会計の見直しについて

(3) その他

5 協議事項

16:10~16:15

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

小川委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は委員外議員として澤田議員、堤議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

また、本日は第96号議案の審査に関連して、土木建築部港湾課の多田課長にも出席いただいています。よろしく願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案7件及び付託外案件として陳情2件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

山田企画振興部長 議案の説明に入る前に、私から一言お詫び申し上げます。

11月8日に起きたホーバークラフトの訓練中の事故については、委員の皆様大変御心配をおかけしており、誠に申し訳ありませんでした。

まさかの訓練初日の事故で、私どもも大変驚きましたが不幸中の幸いで、けが人もなく、また運行事業者も今回の事故で、良い意味で緊張感が非常に高まったと受け止めています。安全対策や今後の訓練についても、さらに万全の対策を講じていると聞いています。

事故の詳細等については、この後、諸般の報告の際に担当課長から説明しますが、今後ともしっかりと安全を第一に考えて、準備を進めていきたいと考えているので、どうか御理解と御協力をよろしく願います。

それでは、第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、企画振興部関係について説明します。総務企画委員会資料の2ページをお開きください。

左から3列目の補正額（B）の一番下、合計

欄にあるとおり、今回9,512万9千円の増額をお願いするものです。その左隣の既決予算額（A）の一番下にある94億19万5千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）＋（B）は94億9,532万4千円となります。

今回の補正予算案は、燃料高騰による厳しい経営状況にある地域公共交通事業者を支援するため、今年9月末まで行っていた乗合バスやタクシーの燃料費の一部助成を来年4月末まで延長して行うものです。事業の詳細については担当課長から説明します。

藤川交通政策課長 資料3ページをお開きください。

地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費9,512万9千円について説明します。本事業は、燃料価格高騰により厳しい経営状況にある乗合バス及びタクシーの各事業者に対し、各燃料費の一部を助成するものです。

これまでは、国が石油元売り業者に対して行っている補助事業にあわせ、対象期間を令和5年9月末までの間としていましたが、国が令和6年4月末まで延長するとの方針を示したので、県も同様に来年4月まで延長するものです。支援の内容については、これまでと同様の軽油とガソリンは1リットル当たり20円を上限に、LPガスは1リットル当たり5円を上限に補助するスキームとしており、期間延長に伴い必要となる費用を今回の補正予算で計上しています。なお執行については事務の都合上、予算の繰越しを行い執行する見込みです。

三浦芸術文化スポーツ振興課長 続いて、資料の4ページを御覧ください。

議案書の繰越明許費補正の抜粋ですが、当課所管分は表の上段、第2款総務費第2項企画費の県立総合文化センター機能向上改修事業費1億9,735万9千円です。ちょうど、その資料の赤で囲った部分です。

本事業は、県立総合文化センターの天井耐震

改修工事とあわせて実施しており、当該工事との工程調整の結果、座席クリーニング等については改修工事の足場撤去後に実施することが適当であるとされたことなどから、繰越明許費の承認をお願いするものです。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

守永委員 地域公共交通燃料高騰緊急支援の関係ですけど、真ん中の支援スキームで書かれていて改めて聞くのも申し訳ないのですが、この乗合バスとは、路線バスに限定しているか確認したいので教えてください。

藤川交通政策課長 そのとおりです。バス事業者が燃料高騰で非常に苦しんでいるので、バス事業者に対する支援として行います。

守永委員 ですから路線バス、いわゆる通常の路線バスを走るバスだと思っていいのですね。貸切バスは対象外だと。

藤川交通政策課長 すみません、ちょっと確認したいと思いますが、そこはバス1台当たりの燃料費の助成になるので、貸切バスとか高速バスとかに関係なく、使った燃料に応じて支給するスキームにしていると思っています。

守永委員 分かりました。では、この10社の中には、貸切バス専門業者なども入っていると考えてよろしいのでしょうか。

藤川交通政策課長 すみません、ちょっとそこは確認して、後ほどお答えします。（「よろしくをお願いします」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかにないので、これで質疑を終了します。なお本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第94号議案公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期目標について及び第95号議案公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の定款の変更については、関連があるので一括して執行部の説明を求めます。

小野政策企画課長 第94号議案公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期目標について説明します。資料5ページをお願いします。

I 中期目標策定の概要ですが、この中期目標は地方独立行政法人法に基づいて、法人が達成すべき業務運営に関する目標として、県が策定するものです。下の策定スケジュールのとおり、今議会で議決をいただけたら、大学法人に中期目標を指示し、法人はこれを踏まえて中期計画を策定することとなります。

次の6ページをお願いします。

左上、第3期中期目標期間の実績についてです。芸術文化短期大学では、全学科横断型カリキュラムであるアートマネジメントプログラムを開講し、実践的な学修活動を実施したほか、高い就職率と進学率を達成しており、県内就職者は720人と若年者の県内定着に貢献しています。こうしたことから4にあるように、教育研究等の質の向上は最高評価であるS評価を連続していただいています。

その一方、令和4年度には学生に対する教員のハラスメント行為があったことから、再発防止に取り組んでいます。こうした実績等を踏まえ、第4期中期目標については右上にあるとおり、1芸術系と人文系を併せ持つ唯一の公立短期大学としての特色をいかして、若年者を県内に呼び込み、育て、県内への定着を図ること、2アフターコロナ等の新たな課題への対応をコンセプトとしています。

これに従い設定した目標のポイントは、下にあるとおり、1の(1)県内外からの若年層の呼び込みでは、魅力ある短大であることの積極的な情報発信、(2)社会に求められる人材を育成では、学科横断的な教育の充実や実践型学外活動の推進、(3)県内への人材定着を推進では、地元企業と連携した丁寧な就職支援、(4)アフターコロナ等の課題への対応では、積極的な国際交流や社会人の学び直しの推進などとしています。

またハラスメント事案の発生を受け、5では教職員のコンプライアンス遵守の再徹底を示すこととしています。なお、さきほどスケジュール

ルのところにありましたが、パブリックコメントを実施していますけど、特段の意見はありませんでした。また、評価委員会では資料左下に記載の意見がありましたが、いずれも中期目標に沿った内容となっているので、今後法人が策定する中期計画に具体策を反映させていきたいと考えています。

続いて、第95号議案公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の定款の変更について説明します。資料7ページをお願いします。

1 変更の趣旨を御覧ください。コメ印の(1)に記載しているとおり、地方独立行政法人法が改正され、大学法人が毎年度策定している年度計画が廃止されました。これは、大学の業務負担を軽減し、教育の質の向上や地域貢献等の本来業務を十分に組みこめるようにすることが理由となっています。このため2にあるように、理事会等の議決事項から、年度計画に関する文言を削除するのが定款変更の内容です。なお、変更の施行予定日は、主務大臣である総務大臣及び文部科学大臣の認可があった日となります。**小川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決します。最初に、第94号議案公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期目標について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第95号議案公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の定款の変更について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第96号議案ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

藤川交通政策課長 すみません、第96号議案の説明の前に、さきほどの守永委員の質疑について回答します。

バス会社10社が対象ですが、対象の範囲としては、あくまで乗合バスが対象なので貸切バスは対象としていません。ただ、例えば株式会社日清観光などは、福岡県向けの高速度バスを走らせており、それは乗合区分になるので、そういった観光バス事業者であっても、高速度バスとか乗合バスを走らせている部分は対象としています。(「ありがとうございます」と言う者あり)

それでは、第96号議案ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定について説明します。資料8ページを御覧ください。

ホーバーターミナルおおいたは、ホーバークラフトの運航による大分空港利用者の利便性の向上と、発着地やその周辺地域のにぎわいを創出するための公の施設となるので、本定例会において当該施設の設置及び管理に関する条例を提案しています。

本条例の対象施設は、2施設の概要に記載のとおり、西大分側は旅客上屋、艇庫、斜路や駐車場など、国東側は旅客上屋と航走路となります。

3条文の主な内容ですが、第1条に設置の目的、第3条に実施事業を規定しており、その他の条項について、施設利用に関することや使用料等に関することを規定します。なお、港湾区域内にある西大分側の施設は港湾施設としても位置付けられていますが、使用料等について港湾施設管理条例の適用を受けないよう、港湾施設管理条例の一部改正を本条例の附則にて規定します。

4今後の予定ですが、今月中に西大分側と国

東側の両旅客上屋が、来年2月には西大分側の駐車場等が完成する予定です。

5 施行期日は、公布の日から6か月以内の規則で定める日としますが、運航事業者とテナントの入居のための準備行為については、公布の日から行える規定を設けます。

続いて、使用料について説明するので9ページを御覧ください。

使用料については、国庫補助金等を除く施設整備費について、使用期間を通じて回収する応益負担の原則に基づき設定しています。その上で駐車場については、港湾施設管理条例や近隣駐車場の料金と比較して設定しました。

上から二つ目の四角囲みに記載のとおり、今回のホーバー導入にあたっては、以前廃止に至った経緯を踏まえ、運航事業の継続性の確保を確かなものとするため、船舶の調達と発着地整備は県が行い、運航に要する経費は運航事業者が負担する上下分離方式を採用しており、船舶貸付料と施設使用料を減免する一方で、運航の赤字補填は行わないこととしています。

施設ごとの使用料については、資料中ほどの表に記載のとおりですが、店舗区画1は物販スペースとして、店舗区画2は飲食スペースとしてテナントが使用し、その他の部分は運航事業者が使用することとなります。なお運航事業者の使用料については、上下分離方式の考え方と外部有識者会議の意見を踏まえ、経営が安定するまでの間は免除とする予定です。

また、駐車場の使用料については下表のとおりです。同じ大分港西大分地区にある、かんたん港園の駐車場料金をベースに設定していますが、ホーバー利用者の送迎も想定されることから、JR大分駅を参考に20分以内の駐車は無料としています。なお、ホーバー利用者は全て無料とします。

続いて、10ページをお願いします。

使用料に加えて、広告や看板の掲出等を想定した占用料を港湾施設管理条例と同様に設定しています。詳細は、この表のとおりです。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様

から質疑はありませんか。

守永委員 資料9ページの運行事業者等にかかる使用料のところで、経営が安定するまでの間、免除を行う予定と書いてありますが、この経営の安定とみなす基準について説明いただければと思います。

藤川交通政策課長 外部有識者の会議で、そういった意見が添えられたわけですが、その際に運行事業者から提出された収支見込計画書によると、令和12年頃には一応累積赤字が解消して累積黒字になることが示されていて、そういったところが基準になるかと思うのですが、ただ累積黒字になったとしても、次の年に単年度赤字を出して、累積赤字になる可能性も考えられるので、累積黒字になったら即というわけではなく、そこら辺は毎年有識者から意見をいただいて、判断をしていこうと考えています。

守永委員 ありがとうございます。まあ概算として、黒字になったらというイメージだと思ったのですが、運行事業者も収益が増減するほかの要因があるでしょうから、そういったものも踏まえて経営安定を、何か一つの基準として設定すると良いと思うので、そこは有識者に設定してもらうのか、内部で検討するのかは、それぞれ判断できると思うので検討いただければと思います。

それと駐車場の使用料で、ホーバークラフト利用者は無料にするとあります。その区分の仕方は、何か検討されているのでしょうか。

藤川交通政策課長 具体には、運行事業者が今後また、細かく設定して発表していくことになると思いますが、ホーバーを降りるときに乗船券をカウンターで見せて、無料の駐車券をもらって出るときに機械に通すとか、もしかしたらホーバーの中に、そういった無料の駐車券を発行する機械を置く可能性もあるので、そこら辺は運行事業者で細かく検討しています。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

堤委員外議員 一つだけ。毎年の経営状況をチ

ェックすると言ったよね。それについてはどう
いう形でチェックするの。監査のように会社に行
って、帳簿書類を公認会計士等がチェックする
のか、それとも県職員が行くのか、そこら辺
はどうなっているのか。

藤川交通政策課長 細かく今決めているわけ
ではないのですが、やはり監査ではないにせよ職
員が行って書類を見て、それを有識者に諮って
どうなのかを見ていただく必要があると、私
の方で今考えているところです。

堤委員外議員 最後に大体7年間くらいとの計
算だけど、この前、部長が20年間赤字の状況
で免除を計算したと言った。7年間と20年間
の場合、どれくらいの金額なのか。船舶と建屋
について分かれば教えて。

藤川交通政策課長 7年間……（「と20年」
と言う者あり）今ちょっと7年間の数字は持ち
合わせていませんが、先日答弁したとおり船舶
については、1年当たり1億8,500万円で、
施設については5,400万円ですから、その
7をかけたものと、20をかけたものというこ
とで、20年間になると船舶については約37
億円、施設については約11億円になるかと
思います。（「全部で48億円。いいです」と
言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これより
採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案の
とおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。なお、
ここで港湾課の多田課長は退席となります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情7について、執
行部の意見を求めます。

工藤おおいた創生推進課長 資料の11ページ
をお願いします。

本陳情は次の2点を根拠とし、新型コロナウ

イルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し
た事業に対する効果の検証と公表及び当該交付
金の不正受給に係る国庫返納について、自治体
の説明責任を果たすことにより、大分県版地方
創生の原点回帰とおおいた大改革の推進を求め
ているものです。

陳情の1点目の根拠は、内閣府地方創生推進
室が各都道府県あてに令和4年11月4日付け
事務連絡、会計検査院の指摘事項を踏まえた要
請にて、適切な方法により速やかに事実の実施
状況及びその効果の検証結果を公表するようお
願いするとしているが、大分県は事業の実施状
況及びその効果の検証と公表をしてないことか
ら、検証公表問題での説明責任を果たしていな
いというものです。

この点に関する当課の見解ですが、臨時交付
金を活用した事業の実施状況及びその効果に関
する公表については、内閣府の通知において令
和2年度中に完了している事業については、原
則令和4年度中に公表することとされています。
このため本県では、令和2年度に完了した事業
のみならず、令和3年度に完了した事業につい
ても令和5年3月31日、つまり令和4年度中
に、事業の実施状況及びその効果の検証を県ホ
ームページにて公表しており、説明責任は果た
していると考えています。

次に陳情の2点目の根拠ですが、令和2年度
及び令和3年度における効果検証の公表を令和
5年3月31日に県ホームページに掲載したが、
実施計画に担当者の感想を追加したもので間接
補助事業者のKPI、PDCAの記述がなく、
大分県の効果検証の公表とは言えず交付要件を
偽装した補助金の不正申請、不正受給に該当す
るというものです。

この点についての当課の見解ですが、令和2
年度及び3年度の臨時交付金の申請段階では、
KPIの設定が不要であったことから、その検
証を行うことはできませんでした。しかしなが
ら効果検証は極めて重要であることから、本県
では実施事業の一覧に加え、独自にカテゴリー
ごとに主な取組とその効果の検証を行い、外部
有識者である、安心・活力・発展プラン201

5 推進委員の皆様は御意見をいただいた上で公表しています。

なお、本年8月7日付けで内閣府地方創生推進室から各都道府県あてに発出された事務連絡では、都道府県の公表事例として唯一本県が紹介されています。住民に分かりやすく伝える工夫や外部評価にとどまらず、それを受けた県の考え方を示している点などが評価されています。

最後に公表方法についてですが、内閣ではホームページでの公表を推奨していることもあり、本県を含めて公表済みの地方公共団体の97%がホームページでの公表となっています。

小川委員長 この陳情について、委員の皆様から意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員は何かありますか。

堤委員外議員 一言だけ、陳情者本人も来ているみたいだから、これは毎回出されているけど十分また議論して進めてください。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかにないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。まず、①と②について説明をお願いします。

小野政策企画課長 資料12ページを御覧ください。

新たな大分県長期総合計画案の骨子についてですが、これは大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、立案過程における報告を行うものです。

次の13ページを御覧ください。

策定の趣旨にあるとおり、現行計画が令和6年度末で終期を迎えるため、これまでの大分県づくりを継承するとともに、時代の要請や潮流の変化にしっかりと対応し、大分県を新たなステージへと発展させるため、新計画を策定することとしています。計画の期間は令和6年度を初年度とし、令和15年度までの10年間としています。ただし、策定後の情勢変化に柔軟に対応できるよう、中間年の令和10年度に見直

しを行います。基本目標は、誰もが安心して元気に活躍できる大分県、知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県とし、実現にあたっては三つの基本姿勢で臨むこととしています。

次の14ページをお願いします。

計画の構成です。策定の趣旨、それから時代の要請や潮流の変化の次に基本目標を掲げ、それが達成された際には、共生社会おおいた、選ばれるおおいたが実現されることを示すこととしています。その上で、分野別の政策・施策を掲載し、最後に基本目標が達成された姿をイラストも加えて、分かりやすく紹介したいと考えています。

次の15ページをお願いします。

新たな政策・施策体系案です。一番上を見ていただきたいのですが、安心は七つの政策に24の施策、元気は七つの政策に16の施策、未来創造は五つの政策に17の施策という形で分類しています。その主なポイントを16ページに記載しています。

安心の分野では、自然災害が頻発、激甚化する中、安心の大前提となる災害対策を先頭に位置付け、あわせて自然災害と地球温暖化は相互に密接に関連するため、近接させて整理しました。三つの日本一のうち、障がい者の関係については、雇用率に現れない福祉的就労も念頭において、雇用率日本一から活躍日本一に改めようと考えています。

次に、元気の分野です。農林水産業については、現行計画はマーケットインのものづくりなど取組を横串で捉えた施策としていますが、今回は生産者に内容をより分かりやすく伝えるため農業、林業、水産業ごとに振興策を整理します。また、人手不足が大きな課題となる中で分野横断的な人づくりと誰もが活躍できる社会づくりをセットで推進するため、多様な働き方と女性活躍の政策を統合します。なお、現行計画では、活力分野の5番目の政策としていたブランド力の向上は、あらゆる分野にまたがる取組であるため、さきほど計画の構成で説明したとおり、総括的な目標として位置付けることとしています。

未来創造の分野では、未来創造の全ての政策に関わる交通ネットワークを先頭に位置付け、広域交通ネットワークの充実が人と物の流れを活性化させ、企業立地や産業集積に加え移住、定住も後押しすることで、新たな人材や地域の担い手確保にもつながるという流れで整理しています。加えてカーボンニュートラル、デジタル、先端技術を新たに政策の柱に位置付けた上で、最後に教育の政策で締めくくることとしています。

次の17ページから19ページにかけては、政策・施策体系を現行計画と比較したものです。このうち企画振興部で所管する政策・施策の主なポイントについて説明します。まず18ページを御覧ください。

元気の分野です。黄色で色付けしているところが、企画振興部の所管となります。まず、右側中ほどの政策4海外の成長を取り込み共に発展する大分県の実現については、海外の市場拡大や在留外国人の増加等を踏まえ、左側の現行計画では一つだった施策を海外展開と多文化共生の二つに分けています。

次に芸術文化、スポーツについては、地域の元気創出につながるため、現行計画では発展で整理していましたが、この元気分野の政策6、7に移動した上で、障がい者アートやスポーツも盛り込むこととしています。

続いて19ページをお願いします。

未来創造の分野です。まず、右上の政策1未来へつながる交通ネットワークの充実と企業立地・産業集積の促進についてです。将来を見据え先手を打つという考え方の下、全般的な広域交通ネットワークの充実を施策の先頭にして、九州の東の玄関口、地域の交通ネットワークの充実に取り組みます。

次にその下、政策2地域の未来を担う人材の確保と魅力ある地域社会の形成については、移住、定住と持続可能なコミュニティづくりの柱立てにした上で、さきほどの政策1の交通ネットワークの充実との関連性に着目し、この位置に整理しています。

右下の政策5変化の激しい社会を生き抜く力

と意欲を育む「教育県大分」の創造の施策(5)では、人口減少、人手不足対策への対応を念頭に、大学等との連携により、次代を担う人材育成や県内定着に力を入れることとしています。**藤川交通政策課長** 私から海上アクセスの現在の進捗状況と今後のスケジュールについて報告しますが、その前にさきほどの堤議員からの質疑に対して少し補足します。

さきほど、令和12年には累積黒字になる計画が出ていると申し上げましたが、仮に令和11年まで免除した場合が、この7年とか8年という免除期間になるのですが、その場合は建物については、さきほど申し上げた5,400万円が20年間ずっと続くんですけど、船舶については台帳価格を5年ごとに見直して、残存価格が減っていくので最初の貸付料の方が高くなっています。ですので、それに基づいて計算すると、さきほどは分かりやすく年平均で1億8,500万円が7年分と申し上げましたが、その数字ではなくて、船舶については令和11年度まで免除した場合は約20億円、施設については3億8千万円くらいで合計すると今言った数字と少しずれますが、約24億円となります。

ただ、その翌年——さきほど守永委員からの質疑にも少しお答えしましたが、即そうした金額を1年ベースで取るかというのと、やはりこの貸付料を取ったことで、単年度赤字になることも考えられる。今回は減免が可能としており、全額免除ではなくても一部減額して取る方法も考えられるので、そこはさきほど申したように、外部委員からの意見を踏まえながら、その都度判断していきたいと考えています。

続いて諸般の報告を説明するので、資料20ページをお願いします。

まず、ホーバークラフト1番船Ba i e n (ばいえん)によるトレーニング中の事故について報告します。この事故は、運航事業者が1番船を使ったトレーニング初日の11月8日に、空港側発着地の航走路入口付近で発生したものであり、操縦士の操縦ミスによって船体の右舷後方部をガードレールに衝突させた自損事故でした。この事故により、船体右舷側のリフトフ

アン周りとプロペラ後部に取り付けられた舵板（かじいた）が破損したほか、航走路に設置したガードレールの一部が破損しています。なお、心配された負傷者や油漏れ等の被害はありませんでした。

この事故を受け、運航事業者は安全対策等を取りまとめ、11月21日に発表を行っています。本年2月に渡英して訓練を受けてきた操縦士と整備士に加えて、新たに操縦士2名と整備士5名をイギリスに派遣して、造船事業者が定める訓練を受けるほか、イギリスの操縦士を大分県に招き、数か月間一緒に乗船してもらって直接指導を受けることで、安全性を高めていくこととしています。

損傷した1番船の修理については、イギリスに送り返すことなく西大分側の発着地まで船を曳航（えいこう）して、艇庫内で修理を行う方向で現在、調整を行っています。また破損した航走路のガードレールについては、県において原型復旧工事を行い、その費用を原因者である運航事業者に請求することとなります。なお、運航事業者は船舶貸付契約に基づき、修理費用に係る保険に加入しているため、基本的にはその保険で対応していくことになり、この事故による県としての追加の費用負担は発生しません。

1番船の事故に関しては、県議会や県民の皆様へ、大変な御心配をおかけして申し訳ありませんでした。県としても、これまで以上に安全運航を第一に考え、運航事業者とともに運航開始に向けた準備に取り組んでいきます。

次に船舶調達の状況について、資料21ページを御覧ください。

資料右上の2番船については、本年8月31日に船体が完成し、イギリスで事前の検査を行った後、貨物船で輸送を行い11月8日に到着しました。その後、11月16日に国による最終の船舶検査を受け同日中に県に納入され、その翌日17日に完了検査を行い、船舶の引渡しを受けています。

なお2番船の遅延賠償金について、資料の右下に記載しています。本来の納入期限は10月12日だったのですが、そこから35日遅れて

11月16日に納入されたので、売買契約に基づいて、遅れた日数に応じた賠償金額の請求を11月17日付けで造船事業者に対して行いました。請求金額については、そこに記載のとおり602万6,568円で、既に12月4日に入金されています。1番船の遅延分と合わせた賠償金の総額は、一番下に記載のとおり1,894万643円となります。

残る3番船については、資料左下ですが11月14日に船体が完成しています。3番船について、資料では12月7日にイギリスから輸送開始となっていますが、強風の影響で1日遅れとなる本日8日にイギリスを出発する予定であり、順調にいけば1月上旬に大分県に到着する見通しです。その後、国による最終の船舶検査を経て、当初の計画どおり来年1月18日までに納入される予定となっています。

続いて発着地整備の状況について、資料22ページを御覧ください。

大分市側発着地では、ターミナル上屋が今月中に完成予定であり、現在検査及び引渡しに向けた準備を行っています。また、立体駐車場を含む外構工事は、来年2月末の完成を予定しています。空港側発着地では、ターミナル上屋が今月中に完成予定であり、こちらも現在検査及び引渡しに向けた準備などを行っています。

小川委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から、質疑などはありませんか。

玉田委員 さきほど、小野政策企画課長が説明した長期総合計画の件です。19ページの未来創造のところ、要するに小規模集落対策を今まで安心のところやってきたのが、未来創造のところに移ったということです。

これまで、ネットワーク・コミュニティという文言が具体的に入っていたものが、今回それが外れたことで、何かイメージ的にどう変わのかなと思うのですが、その辺、今のところで結構ですが、分かる範囲でざっくりと答弁いただければと思います。

小野政策企画課長 未来創造の政策2の（2）で、持続可能なコミュニティづくりによる地域の未来への継承となっていますが、ここの内容

についてはネットワーク・コミュニティを否定してどうこうではなく、持続可能なコミュニティづくりの中で、しっかりそういうネットワークを保ちながらやっていくことで、大きな方向性は今のところ変わらないものと考えています。

ただ、やはり急速な人口減少が進んでいるので、いかに持続的に地域を守っていくかをこれからは県民会議とか、この後の1月から2月にかけて、地域の方や市町村長との意見交換をする場を設ける予定です。そういった中で丁寧に話を伺いながら、具体的な取組策について考えていく流れになると思っています。

玉田委員 ありがとうございます。ちょっと気になっているのが、一般質問の部長の答弁で要は人口減少による集落のこれからの対策の中で、都市計画を持っていないところもあり、コンパクトなところも検討していくと、ある意味明快に答弁もあったんだけど、小野政策企画課長の答弁では今までのネットワーク・コミュニティとそう変わりませんよと。これから意見をいろいろ聞いてみるのとことでしたが、それでもやはり一般質問の中では、ある意味ではその方向性が示されている気がしたので、もしそうであるならば、議論は当然やっていくべきだし、そうするとこれまでのネットワーク・コミュニティについて、検証と総括が1回必要ではないかと思えます。

今度の計画の中で、やはり我々議員も小規模集落対策が、今までどおり続く可能性は低いと思っているし、そういう中でも今までやってきたことの検証や総括をやった上で、この議論をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

山田企画振興部長 先日の大友議員の一般質問に対する答弁ですけど、もう一度説明すると基本的な考え方と言うか、ネットワーク・コミュニティの推進に軸足を置くことについては、変わりがないということです。

今、国において立地適正化計画の策定を進めていて県内でも11の市町で策定され、三つの市で策定中であり、都市計画を持っている市町の大半が既に立地適正化計画に着手していると

のことで、ただそれは、先日申し上げたように都市計画区域の中で誘導区域を設けるということ。ですから旧町村部はその対象にならないので、大友議員から御提案のあった、旧町村部単位でそういう拠点をつくるのも一考の余地があるのではないかと提案に対して、それは一つの選択肢であると答弁をしたものです。

今、立地適正化計画を作っているからすぐに各市町がそこに住民を誘導しようということは実態としてなく、その計画を作らないと社会資本整備交付金とかの有利な資金が使えないので、都市計画上のいろんな事業にそれを使えるように、いろんな計画を作っている。

それが実態ですけど、ただネットワーク・コミュニティの状況も大変厳しくて、そのネットワーク・コミュニティのお世話をする担い手となる若い人がいなくなっている集落が、だんだん増えてきている。その対策を何か考えなければいけない。ぽつんと軒家をどうするかとか、いろんなところで議論になっていますが、そこを考えなければいけない時期になっているので大友議員が言われたことも、一つ重要な検討事項かと考えています。

正にネットワーク・コミュニティの検証をしないといけないので、これから年度末にかけて市町村にネットワーク・コミュニティの現状、そこにある課題をヒアリングして、問題点をクリアにして対策を考えていくことを、おおいた創生推進課で予定しています。

玉田委員 ありがとうございます。それがまとまった段階で、また共有していただくとありがたいので、よろしくお願いします。

木付副委員長 ホーバークラフトの1番船の事故についてですが、これはいつ頃に西大分に曳航するんですか。

藤川交通政策課長 今、正に運行事業者と造船事業者でそれを話し合っています。まず手法についてですが、曳航するとなると船が行かなければならないのですが、何せ止まっているのが陸上なので、そこまで船が行けません。ホーバークラフトをなんとか海上まで動かすことが必要になります。そうした上で、曳航する船につ

ないで西大分に持ってくることになりませんが、まず今のホーバークラフト1番船——さきほどの資料20ページを御覧いただきたいと思いますが、左から二つ目にリフトファン周りの破損の写真があって、このリフトファンが下のゴムを膨らませて浮上させるためのファンですけど、これの右側がファンそのものは壊れていないのですが、支える板や棒が破損しているのです、右側のファンが使えない。なので、なんとか左側のファンだけで膨らませて、それで操縦して海上まで出すことを考えています。ただ、そうするにも簡易の補修をした上でやらないといけないので、そのためにはイギリスから人が来て修理しないといけない。

一方で、さきほど申し上げたように3番船が大分県に来てからの試験もあるので、今そこら辺で、どう人を手配するのか造船事業者と運行事業者が調整しているため、なかなか年内に動かせる状況ではなく、多分来年1月の3番船の到着時にイギリスから人が来て、そこで今言ったような方法で、なんとか海上に持って行って曳航するような作業になると考えています。

木付副委員長 年度内の運行を目指しているのですよね。今ここに事故を起こしたホーバーがあるので、2番船は上陸できないですよね。

藤川交通政策課長 そうですね、2番船は横を通れないわけではありませんが、運行事業者がこうして事故を起こしているのです、なかなかハードルが高く、ここを使って訓練ができる状況ではない。そういった意味では、年度内運行はどうかを運行事業者と今話をしている、その状況についても、なるべく早めに県民の皆様にお知らせする必要があると思っています、なんとか年内には方向性を出してほしいと、運行事業者と調整しています。

木付副委員長 というのは、前のホーバークラフトの時もそうですが、このS字のところの運行が、やはり難しいような気がするんです。海上を走るよりも、ここをしっかりと操縦訓練しないと、今言った安全運行にはつながらないと思うんです。そのために、早く故障したホーバークラフトを動かして2番船、3番船の操縦訓

練に使わないといけないと思っているんですが、その辺はどうですか。

藤川交通政策課長 副委員長のおっしゃるとおりですけど、S字の操縦は難しいので、まずはそこに行く前に、西大分側の斜路——艇庫に登る斜めの坂を乗り降りできるのか、海上で普通にまっすぐ運行できるのかを訓練しながら、S字の難しいところの訓練に入っていく形になるのではないかと考えています。（「はい、いいです」と言う者あり）

首藤委員 資料18ページですけど、(2)外国人に選ばれ、共生できる大分県づくりとあって、ちょっとざっくりしているなど感想を持ったのですが、外国人といっても欧米やアジアなど、いろいろあると思うんです。どこかに絞ってとか、あるいはどのくらいの規模でとか、例えば外国人技能実習も当初はタイとかフィリピンの方が多かったんですけど、そこがベトナムに移行して、今やベトナムも少なくなっていて、インドネシアとかが多くなっている状況だと思います。大分県として、どこにターゲットを絞ってやろうとしているのか、それともほかに戦略や目標があって、取り組んでいこうとしているのか、教えていただきたいのですが。

荻国際政策課長 お答えします。外国人としてどのような方々をターゲットにするかですけど、長期総合計画では、それを正に今これから議論しようとしています。ただ、形式的なことを言うと、長期総合計画の中でこの施策に割く紙幅は限られているので、なかなか具体的なことは書けないと思っています。そういった具体策については、現行であれば大分県海外戦略を3年おきに作成しており、その中でターゲット国等を盛り込んでいるので、そういったことを踏襲していくのか、あるいは今非常に変化の激しい時代なので、3年おきの作成もどうかかと思っています。1年おきに随時見直す、あるいはこういった議会の場で、議員の皆様からの意見をいただくとか、いろんなことを検討していきたいと思っています。（「ありがとうございます」と言う者あり）

吉村委員 私も長期総合計画について1点伺い

ます。ブランド力の向上が、今回から立ち位置が変わってくる部分で、もし今この立ち位置が変わることで、何か検討されていることや伝えられる内容があれば伺いたいと思います。

小野政策企画課長 さきほど説明したように、今までは政策の一つとしていたんですけど、いろんな要素の中でブランド力は向上していくものだということがありました。今回は、さきほど説明したように総括的な目標で、具体的な数値がある目標というよりも、そういう姿を目指す意味合いで、今のところ考えています。

吉村委員 ありがとうございます。さきほどおっしゃったように、確かにいろんな要素が組み合せてブランド力があると理解しています。その上で、ブランド力を広げていくための人材育成も非常に重要ではないかと思っています。

また県内の畜産業であったり、農林水産業であったり、ある意味では量がないと勝負できない分野だと思っています。東京、大阪、福岡事務所等の最前線でマーケットを回りながら、戦っている職員がいることを重々理解していますが、そういった皆さんがいて初めてブランド力が高まってくる部分もあると思うので、ぜひ幅広く見ていただきながら、人材をしっかり作っていただけるような、総括的な内容も含ませてもらえればありがたいと思っています。よろしくをお願いします。

守永委員 すみません、またホーバークラフトに戻りますが、さきほど修理の状況や計画までは分かったのですが、これから通常運行する中で、例えば海に浮かんでいる物や船同士の衝突などの事故を想定したら、今回のような故障の修理はいつ起こるか分からないと想定すると、今後日常的な運行状態の中で、どのような修理体系を目指すのか、見通しやこうしたいという理想があれば教えていただきたい。あと、今回は保険料で修理費用が賄えるとのことですが、それによって保険料が増額するのか、その辺の状況も教えてください。

藤川交通政策課長 まず1点目については、もう船を造るときから、基本的な部品交換は国内でできるようにと、まずは日本で調達可能なも

のを使うこととしている中で、エンジンについては外国製——ドイツ製ですけど、それはドイツに送り返さないと修理できないのかということ、それでは非常に困るので、そういうことがないように、日本国内でライセンスを持っているところがあります。さらに大分県で以前のホーバークラフトをメンテナンスしていたエンジンの企業と、やはりそういった契約を結んで修理できないかと模索しています。

基本的に簡易な修繕、そういった保守の部分については、国内や大分県内で極力できるようにと取り組んでいます。今回のような事故が起きたときに、国内でできるようになるかということ、そこはこれからの検討だと思っています。早急にイギリスから人を派遣してもらって修理する体制を組むのか、そこは今後検討したいと思っています。

それと2点目の保険料が上がるかについては、これは運行事業者が入っている保険なので、我々も詳細な内容を知らされていません。そこについては、私からお答えできることがありません。（「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

堤委員外議員 一つだけ。ホーバークラフトの関係で保険はいいんだけど、大体どれくらいの費用がかかるのか、それとガードレールは当然金額が分かるよね。結局、保険で対応できるからいいんだけど、こういうことが今後出てくると運行での経理上、やはり非常に大きなマイナスになってくると思うんだけどね。

もう1点は今年度中に就航するとした場合、仮にこれはずれ込んでしまうと、当然運行収支に非常に大きな影響が出てくるわけでしょう。だから、そういう点では運行上の赤字補填をしないとの決まりがあるから、年度内という話はしているだろうけど、そこら辺はどう——今後の計画的には、そういうことも含めて検討しているんですか。

藤川交通政策課長 補修費がいくらかについては、正に今、運行事業者も保険会社と話をしながら保険の適用範囲がどこまでになるか、その金額がいくらになるかを話し合っているところです。ちょっと私の方で船舶の修理料がいくらになるは持ち合わせていませんが、ガードレール部分については土木事務所に見てもらったところ、大体200万円を切る程度だと聞いています。

それと、3月までに就航が無理な場合の件ですが、これについては基本的に今回の事故は運行事業者が起こしたので、会社側が責任を持ってやる話になります。運行事業者もホーバークラフトを運行するための会社をつくっていますが、親会社もあるのでそういったところの話をしながら、しっかりした収支計画を立ててやっていただけるものと認識しています。（「はい、いいです」と言う者あり）

小川委員長 ほかに質疑もないので、次の③と④について説明をお願いします。

藤川交通政策課長 資料の23ページをお開きください。

東九州新幹線の日豊本線ルート及び久大本線ルートの調査結果について説明します。この調査は、今年1月の東九州新幹線に関するシンポジウムにおいて、日豊本線に加え久大本線ルートを推す声があがったことから、両ルートの比較のために4月から調査に着手したものです。

主な結果概要を説明すると、1の(2)所要時間の推計を御覧ください。両ルートとも博多への所要時間にほとんど差はありませんが、日豊本線ルートは大阪までが最速で156分と本州方面への速達性に優れています。久大本線ルートは熊本までが56分、長崎までが89分と九州内のアクセスに優れる結果となりました。

次の24ページをお開きください。

2の概算事業費の推計についてですが、日豊本線ルートが8,195億円、久大本線ルートが8,339億円と、やや久大本線ルートが高くなっています。これは下の表にあるように、久大本線ルートは山間部を通るため75%をトンネルが占める想定となっているためです。

そして3の需要の推計ですが、1日当たりの新幹線の利用者数を推計したものです。現在の鉄道利用者に加え、航空機や高速バス、自動車の利用者の一部が新幹線を使うようになることにより、日豊本線では23,973人、久大本線では22,163人と推計されています。

最後に、4の費用対効果の試算についてです。事業の投資効率性を表す費用対効果、いわゆるB/Cですが、この値が1以上になれば便益が費用を上回ることになります。社会的割引率が1%の場合、2%の場合、4%の場合で分けて試算しています。社会的割引率とは、現在の便益と将来の便益では実質的な価値が異なるためB/Cの算定において、将来の便益を現在価値に割り戻す作業を行うものですが、その低減度合いを示すものであり、国において国債の実質利回りを基に決められています。国の指針では1%、2%、4%で計算した結果を参考比較できることとなっています。今回は、直近30年の実質利回りが1.58%であることを考慮し、割引率2%で算定した値を主に用いることとしています。なお、両ルートとも同じ率で割り戻しているため、結果の優劣が変わるものではありません。

B/Cの結果としては日豊本線ルートが僅かに高いものの、ほぼ同程度であり、この結果をもって直ちにルートが決定されるものではなく、今後はそれぞれのルートのメリットはもちろん、並行在来線の問題や地域間格差の拡大などの課題も含めて、県全体で議論を深めるとともに、東九州新幹線実現に向けた機運を醸成していきたいと考えています。

続いて、資料の25ページをお願いします。

大分県広域交通ネットワーク研究会について説明します。この研究会は、現在策定中の新長期総合計画の重要政策である広域交通ネットワークについて、豊予海峡ルートや東九州新幹線、中九州横断道路等の効果や課題を研究することを目的に設置したものです。開催日程は来年2月まで、計3回を予定しています。研究会の委員は地域経済や物流、防災、まちづくり等の分野の9名の有識者で構成されており、それぞれ

の専門的な見地から議論いただいています。

次の26ページをお願いします。

先月20日に開催した第1回会議では、事務局からこれまでの国や県の取組などを説明し、その後、各論点について意見が出されました。主なものを紹介すると、例えば東九州新幹線は沿線人口も多く、ポテンシャルの高さは既に整備されている路線と比較しても遜色がないとか、新幹線ができた場合、駅からの二次交通が大事であるとか、物流は毎日の動きであり非常に重要で、豊予海峡ルートによって大分ー大阪間が山陽自動車道経由に比べて約200キロメートル短くなる効果は絶大であるといった意見が出されました。また、複数の委員から豊予海峡ルートの整備は、災害時のリダンダンシーの確保という点から、我が国全体にとって必要なプロジェクトであるという意見もありました。

IVの技術的な課題に関する事で、土木技術的な観点からは克服すべき技術的課題はあるものの、少なくとも今までの土木技術の知見から実現できないものではないといった意見、海峡付近に位置する中央構造線断層帯についての過去の調査の情報収集や新たな知見に基づく再整理が必要であるといった指摘もありました。

来週14日には第2回の研究会を開催し、2月に開催する第3回で報告書を取りまとめ、新長期総合計画策定の県民会議と共有するとともに、国等への要望等にも活用していく予定にしています。

小川委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から、質疑などはありませんか。

守永委員 広域交通ネットワーク研究会で、これからの様々な——東九州新幹線だけでなく、県内全域の交通体系を含めての議論になってくるだろうと思います。東九州新幹線ができたときに、県内のバス路線と言うか、高速バス等も乗客が取られてしまうことが想定されるでしょうから、バス会社等に与える影響といったことも検討材料に入っているのか。その辺は何か、これからどういう議論が出てくるか分からないでしょうけど、何か考えがあれば教えてください。

藤川交通政策課長 そういった影響については、資料の26ページに、一部そういった話も出ています。26ページのIIまちづくりへの影響に関する事の上から二つ目ですが、これは良い例として上がっている分ですけど、九州新幹線の博多ー熊本間が開業したときは、現実にはバスの利用者も増えたようです。乗客が減ることが懸念されていたのですが、現実には高速バスの利用者が増えたこともあり、そういったバスや既存の交通機関への影響についても、この研究会の中で話が出ています。

守永委員 この部分を読み飛ばしてしまって、申し訳ありません。確かに、いろんな資料を見たときに、例えば長崎県に行くとか博多に行くときに、単価を考えれば学生を中心に高速バスを使うのかなとの想像も働いたんですけど、その辺も含めて、どういった変化があるのかを議論していただきたい。また、いろんな県内経済や分野に影響を与えていくことも事細かに分析していただければと思います。よろしくお願いします。

玉田委員 1点だけ。先般の宮崎県の話ですけど、人吉ー宮崎ルートの答弁があったとのこと。それもまた検討していくということで、新聞報道では延岡市が、それについて少し慎重になってほしいと意見を出しているとの話です。

やはり、東九州新幹線は他県との連携が重要になってくると思うので、そういう意味で例えば人吉ー宮崎ルートになったときに、大分から宮崎ルートをどうするのかというのも、先の話ですが、大分県の南ではもしかすると途切れてしまうのかもしれない。そういったことも想定されるので、この広域交通ネットワーク研究会の中で、時間的には後2回しかないので議論はできないと思うのですが、他県との連携を考える上では、今後どういう議論が必要となるのか。どういう場でやっていくかについて、今の段階ではそんなには差し迫っていませんが、この件は久大本線ルートと日豊本線ルートを選択する上で、今後かなり議論になってくると思います。その辺はどのようにお考えですか。

藤川交通政策課長 他県との連携については、

非常に重要です。国からも大分県単体で要望するのではなく、まとめて要望しないと効果が出ないと言われているので、そういったことも念頭に置いてしっかりやっていますが、今年度になって、実は山田企画振興部長や私も宮崎県に出向いて、既にいろんな意見交換を行っています。そもそも東九州新幹線については、各県が連携した期成会があって、その期成会でも国に要望していますし、その事務局は宮崎県が務めています。今回の宮崎県議会での議論も、基本は東九州新幹線がベースだと。ただいろんな選択肢の中で、新八代に行くことも考えられることが向こうの議会で答弁されたと認識しており、我々としては東九州新幹線をしっかりと一緒にやっていきましょうと。宮崎県のみならず、福岡県や鹿児島県とも一緒に手を携えながら、しっかり国に対して要望していくことになろうかと思えます。（「分かりました、結構です」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

堤委員外議員 一言だけ。研究会の主な意見の中で、やはり危惧されているのは中央構造線との関係で、この安全の問題は我々とすれば一番心配なところなんですね、10キロメートルしか離れていないという問題があるから。この問題は今後新たな知見、いろんな知見が出ている、万年山断層帯とかもいろいろと出てきているよね。そういうものを含めて、これはこれで研究していくということかな。

藤川交通政策課長 そうですね、今回の豊予海峡ルートというのは、さきほど堤議員がおっしゃったように、断層帯のすぐそばで本当に大丈夫なのかとの声もあり、その中で我々もそういった問題意識があったことから、こういった技術的な課題について、知見を持つ方に今回の研究会に入らせていただくことで、ここに書いているような意見が出ました。

こういった意見に基づいて、実は過去にもトンネルについてどうなのかと、かなり古い調査

になりますが、日本鉄道建設公団が調査をしてそういったものが多々ありますが、情報も古いし、その後トンネルも新しい工法が出てきているので、そういったものがどうなのかを再整理する必要があるという意見をいただきました。そういった意見を踏まえて、今後我々としてどういったことができるか考えていきたいと思っています。（「はい、いいです」と言う者あり）
小川委員長 ほかに質疑もないので、次の⑤と⑥について、説明をお願いします。

三浦芸術文化スポーツ振興課長 私から、国際自転車ロードレース、ツール・ド・九州について説明します。資料の27ページを御覧ください。

ツール・ド・九州ですが、まず上段の今年開催された大会について説明します。海外からもワールドチームを含む8チームが参加し、福岡、熊本、大分の3県でレースが繰り広げられました。大分ステージについては10月9日の大会最終日に最終ステージとして開催され、最後まで読めない展開で、トップ選手の活躍に盛り上がりました。また、沿道には多くの方々が集まって声援を送っていただき、観客数は約2万7千人だったと実行委員会から発表されています。特にフィニッシュ地点においては、パブリックビューイングやステージイベントも実施して、多くの人出でにぎわい、地域の活性化に貢献できたと考えています。ツール・ド・九州はサイクリストからも大きな注目を浴びており、しっかりと次回につながる大会になったと感じています。

次に下段、来年の2024大会についてです。地域の活性化やサイクルスポーツの振興などから、本年に引き続き本県での開催を大会事務局に要望してきたところ、先日の九州地域戦略会議において今大会同様、福岡、熊本、大分の3県での開催と発表されました。ステージ順やコース内容は調整中ですが、現在のところ大分ステージについては、一番右下に小さく図面を入れていますが、阿蘇くじゅう国立公園を通るコースで関係市町と一緒に検討を進めています。今年度に引き続き、来年度も大いに盛り上がる

よう、しっかり準備をしていきたいと思えます。
続いて、資料28ページを御覧ください。

大分トリニータのシーズン結果について報告します。まず、県議会議員の皆様におかれては、大分トリニータを支援する議員連盟を組織していただくなど、日頃から大分トリニータへ御支援をいただいております。心からお礼申し上げます。

大分トリニータは11月12日のホーム最終戦をもって、今シーズンの戦いが終了しました。今シーズンの大分トリニータは、2年目を指揮する下平監督の下、J1昇格を目標にスタートしましたが、資料左側にあるように17勝11分14敗、勝点62で順位は9位と残念ながらJ1昇格プレーオフ出場圏内に入ることはできませんでした。ただ、資料右側にあるように、観客動員数はホームゲームの平均入場者数が9,202人で、新型コロナの5類移行もあり昨年より2,500人以上増加し、J2リーグ観客動員数は4番目と、非常に多くの観客を動員できたと思っています。

来シーズンも経営基盤の強化とJ1復帰を目指し、県としても大分トリニータの活躍が県民の元気につながるよう、継続的な支援に取り組んでいきたいと考えています。議員の皆様におかれても、引き続きの御支援を賜りますようお願いいたします。

小川委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から、質疑などはありますか。

吉村委員 ツール・ド・九州について1点、要望になるかと思いますが、お願いします。

大分ステージが福岡、熊本と比べても非常に盛り上がったと伺っています。ちょっとひいき目もあるかもしれませんが、来年はコースも伸びる関係で、四つ五つの市町村をまたぐことを考えたときに、福岡ステージで盛り上がらなかった理由を少し伺った際に、福岡ステージはスタートの北九州市からゴールの大牟田市までコースが非常に長かったので、各市町村をまたがりすぎて、やはり一体感が出なかったと聞いています。そういったことにならないように、しっかり県としても盛り上げていただければと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

三浦芸術文化スポーツ振興課長 ありがとうございます。私も少しひいき目があるかもしれませんが、大分ステージは非常に盛り上がったと思っています。確かに今年度は日田市の1市でまとまりやすかった点は、多分にあったと思います。それに比べて福岡ステージは、多くの市町村をまたぐことで、一つにまとめるのが大変だったのではないかと考えています。ただ、今回の盛り上がりに関係市町と共有して、今後が非常に期待できるイベントであるとの認識があります。一体となってよく連携を図りながら、進めていきたいと思えます。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別にないので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

ここで暫時休憩します。再開は午後2時30分とします。

午後2時23分休憩

午後2時29分再開

小川委員長 それでは再開します。これより、総務部関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として澤田議員、堤議員に出席いただいております。

なお、本日は第91号議案の審査に関連して、議会事務局総務課の寺川課長にも出席をいただいております。よろしくをお願いします。

それでは最初に、若林総務部長から総務部関係の議案について概括的な説明をお願いします。

若林総務部長 小川委員長、木付副委員長をはじめ、委員の皆様には平素より御指導いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、私から概括的な説明をします。

本日の委員会では、付託案件4件の審査をお

願います。このうち、第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）ですが、国の経済対策に係る補正予算の影響を踏まえ、早急に対応が必要な経費を計上したものです。

次に、第91号議案職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事委員会からの月例給、ボーナス等の引上げの勧告を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情も考慮の上、一般職員などの給与改定を行うための議案です。

第92号議案当せん金付証券の発売については、本県が他の地方公共団体と共同して宝くじを発売するにあたり、総務大臣への発売許可申請の際に必要な宝くじの発売限度額について、議決をお願いするものです。

第93号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正については、農地法に基づく県の事務の一部について、移譲先市町村の追加等を行うためのものです。

諸般の報告においては、新たな行財政改革計画の視点・方向性について、新たな大分県長期総合計画案の骨子について及び市町村行政DXの推進について、それぞれ説明します。各事項の詳細については、担当課長から説明するので、何とぞよろしく願います。

小川委員長 ありがとうございました。

それでは、第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、総務部関係部分について執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）の歳入全般について説明します。総務企画委員会資料の2ページをお願いします。

今回の補正予算案は、冒頭にあるとおり国の経済対策に係る補正予算を踏まえ、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者への支援、賃上げや生産性向上に取り組む中小企業等への支援を進めるとともに、災害に強い県土づくりなどを推進するため、早急に対応が必要な経費について編成したものです。補正額は、1の補正概要にあるとおり358億3,650万2千円の増額であり、既決予算を加えた累計額は7,796億7,201万1千円となります。

次に、歳入について説明します。歳入の内訳を御覧ください。今回補正する歳入は、国庫支出金178億3,036万3千円、県債143億7,300万円、地方交付税10億9,168万5千円、その他は分担金及び負担金や諸収入で25億4,145万4千円となっています。

その主な内訳について説明します。資料4ページをお開きください。

まず、第5款地方交付税第1項地方交付税は10億9,168万5千円の増額となっています。今回、国の経済対策の歳出追加に伴う地方負担分の増加への対応として、国税収入の増額補正を踏まえて追加措置される地方交付税について、今回の経済対策等に活用するものです。

資料5ページをお開きください。

第9款国庫支出金第2項国庫補助金は178億3,036万3千円の増額です。主なものとしては、資料5ページの第1目総務費国庫補助金から、7ページの第6目商工費国庫補助金までに計上している、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これらが合計で17億4,352万円を計上していますが、LPガスや燃料費高騰などに伴う物価高騰対策事業に充当するものであり、今回の国の経済対策により追加で措置された交付金となっています。

ページを戻って、5ページを御覧ください。

第5目農林水産業費国庫補助金のうち重点支援地方交付金を除いた部分と、またページが動いて申し訳ありません。資料の7ページ、第7目土木費国庫補助金の全額は、国の防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策及び農林水産業の成長産業化関連として実施する公共事業に充当するものです。

資料の9ページを御覧ください。

第15款第1項県債143億7,300万円の増額のうち、第3目農林水産業債21億9,800万円と、次の10ページ、第4目土木費118億7,100万円を合わせた140億6,900万円は、さきほどもあった国の防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策等の財源として発行するものです。その他の収入としては、公共事業の実施に伴う市町村の拠出する分担金

及び負担金や中小企業金融対策費に係る貸付金元利収入——諸収入で上がっていますが、これの増によるものです。

渡辺県有財産経営室長 第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、県有財産経営室所管分について説明します。資料12ページをお開きください。

議案書から抜粋していますが、繰越しの承認をお願いするものです。表の上段、第8款土木費第1項土木管理費の県有建築物保全事業費です。9月の議会において4,307万6千円の繰越しを承認いただいておりますが、今回2億5,891万3千円の追加承認をお願いするものです。全国的に一部の建材で調達に時間が掛かる傾向にあり、基盤などの電子機器部品において通常よりも納期に時間を要していることから、適正工期の確保のため、繰越明許費の承認をお願いするものです。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、さきほど審査した企画振興部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第91号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

井下審議監兼人事課長 続いて、第91号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について説明します。資料の13ページを御覧ください。

まず改正理由ですが、給与改定については人

事委員会が毎年、地方公務員法の趣旨を踏まえ県内民間と県職員の給与水準を比較し、国や他県の動向等も考慮の上、勧告する仕組みとなっています。今年度は月例給、ボーナス共に県職員が民間を下回っている状況があったので、人事委員会から引上げの勧告がありました。その勧告を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情も考慮の上、一般職員などの給与改定を行うものです。

主な改正内容について説明します。最初に一般職員の給料については、人事委員会が県内民間と県職員の給与水準を比較したところ1.12%ほど県職員が民間を下回っている状況がありました。したがって1.12%の引上げの勧告を受けたので、勧告どおりの引上げ改定を行うものです。

次に、期末手当及び勤勉手当については、年間の支給割合を0.1月分引き上げ、それぞれ均等に0.05月分配分するものです。任期付職員や任期付研究員についても、一般職員と同様、勧告のとおり給料及び期末手当を引き上げるものです。

次に、会計年度任用職員についてです。期末手当については、一般職員に準じて今年の12月に支給される期末手当を引き上げるものです。勤勉手当については、来年4月から会計年度任用職員に対しても、勤勉手当を支給できるように地方自治法が改正されました。その趣旨、他県状況等を踏まえ、本県においても来年度から勤勉手当を支給するための規定の整備を行うものです。改正によって、会計年度任用職員についても一般職員と同水準の4.50月分が期末勤勉手当として支給されることとなります。

続いて、特別職についてです。知事等の給料改定については、一般職の給与改定の動向等を基本にしつつ、大分県特別職報酬等審議会に諮問し、答申を受けて議決をいただき実施することとなっています。今年の勧告において2年連続で一般職の引上げ改定が行われ、特に今年は29年ぶりに改定額が3,900円台といった高水準となること、あるいは平成8年以降27年間増額改定が行われていないこと等を踏まえ

て、特別職の給料水準についても審議会へ諮問しました。

審議会では、一般職及び国の改定状況等を総合的に検討し、慎重に審議した結果、国指定職の改定率に準じて特別職の給料を増額改定すべきとの答申をいただきました。この答申どおりの改定を行うものです。改定率については、特別職の持つ職責に鑑み、国の一般職のうち指定職に適用される、指定職俸給表の改定率である0.3%の増を適用することとしています。期末手当については、一般職の改定状況や国の改定状況を踏まえ、年間の支給割合を0.1月分引き上げるものです。

最後に、医師などの非常勤の顧問については、引上げ勧告に準じて本県においても引上げを行うものです。

次に、資料の14ページを御覧ください。

参考として、改正条例一覧を記載しています。それぞれ改正条例の対象者、主な改正内容を記載しています。

最後に施行日、適用日についてです。施行期日については公布日での施行とし、一般職員等の給料の引上げ等については、今年4月1日からの適用にしたいと考えています。今年の12月に支給される一般職員や会計年度任用職員等のボーナスの改定は、基準日である令和5年12月1日からの適用としたいと考えています。期末勤勉手当の支給月数の平準化、あるいは会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための規定の整備については、来年4月1日施行を考えています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

堤委員外議員 会計年度任用職員の期末手当が2.50月分になるんだよね。それで、勤勉手当は職員と一緒にするんだけど、期末手当がなぜ一般職員と差があるのかな。

井下審議監兼人事課長 会計年度任用職員の期

末手当についてです。過去、期末手当については、一般職員は引下げの傾向が2年連続でありました。その際に、期末手当が引き下げられて勤勉手当がプラス改定になっていたの、会計年度任用職員は勤勉手当の支給がこれまでなく、期末手当のみとなっていたことを踏まえ、一般職員との均衡を図る意味で、勤勉手当の引上げ部分について勘案して、期末手当分として会計年度任用職員に支給していたところです。

堤委員外議員 ごめんね、よく分からなかった。期末手当は、一般職員はきちんと4.50月分出るんだよね。会計年度任用職員は2.50月分だよ。今度、勤勉手当が付くのでその分を下げたというなら分かるけど、これは上げているよね。もともと低い部分を少し上げているんだけど、その2.50月分と4.50月分の違いは何なのかな。

井下審議監兼人事課長 一般職員の期末手当分としては2.40月分となっています。一方、会計年度任用職員の期末手当分は2.40月分から2.45月分となっていて、0.05月分月数としては多い状況となっています。その多い状況というのが、さきほど申し上げた説明のとおりであり、勤勉手当が措置されないことからの見合いとなっています。来年度以降については、会計年度任用職員についても一般職員と同様の支給月数に増額改定が行われることから、期末手当については一般職員と同じ月数に戻ります。トータルとしては4.50月分、一般職員と同様に期末・勤勉手当として支給されるので、支給月数の割合についても一般職員に準じた形となります。

堤委員外議員 ごめん、やっぱりよく分からなかった。一般職員の期末手当は2.40月分で会計年度任用職員も2.50月分、今度はそれをあわせるということでもいいのかな。この資料では、期末・勤勉手当そのまま書いて4.40月分から4.50月分になっているのでしょうか。だから期末手当も4.50月分かなと思ったんだけど、期末手当は2.50月分なんだね、一般職員は。（「そうです」と言う者あり）それで会計年度任用職員は今度2.50月分に上

げると、それで一緒になるということでもいいんだよね。

井下審議監兼人事課長 すみません、分かりにくくて申し訳ありません。

会計年度任用職員は現行2.45月分のところを今回の改定によって、一旦2.50月分になります。上がりますが、来年度以降については勤勉手当が措置されるようになり、一般職と同じ支給月数とするために2.45月分に期末手当だけをみると下がるということです。その代わりに、勤勉手当が一般職と同様に2.50月分出るようになるので、トータルとしては変わらなくなります。（「はい、ようやく分かりました」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第92号議案当せん金付証券の発売について、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第92号議案当せん金付証券、いわゆる宝くじですが、その発売についてです。資料15ページをお願いします。

宝くじについては、当せん金付証券法により都道府県及び指定都市が公共事業等の費用に充てるための資金を調達する場合に、その発売が認められています。地方公共団体ごとの売上額の約4割がその団体の収入となり、本県の宝くじ収入は令和4年度で約28億円となっています。

今回の議案は、令和6年度に本県が他の地方公共団体と共同して宝くじを発売するにあたって、総務大臣の発売許可申請の際に必要な宝くじの発売限度額について議決をお願いするものです。令和6年度の発売限度額については、全国の発売計画額及び直近の売上実績等を勘案して見積もっています。令和5年度より1億円

少ない113億円としています。主な増減理由は、数字選択式くじや通常くじの全国発売計画額の減額等によるものです。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第93号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案については、関係する農林水産委員会に合議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

曾根田市町村振興課長 第93号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明します。資料は16ページを御覧ください。

本条例は住民の利便性向上、行政の効果的、効率的運営の観点から、地方自治法の規定に基づき、県の権限に属する事務のうち市町村が処理する範囲等を定めるものです。

今回の条例改正は、（1）条例改正の概要に記載のとおり、農地法に基づく県の事務の一部について市町村との協議が整ったことから、

（2）にあるとおり、新たに杵築市に対して、下の（3）にあるとおり、①農地又は採草放牧地の転用許可、並びに②から④に記載の許可内容と実際の利用状況に相違がある場合の現地調査や処分を行う事務を移譲するものです。

再度（2）に戻っていただき、二つ目のマルですが、国東市については農地転用許可ができる面積の上限を2ヘクタールから4ヘクタールに拡大し、無許可転用者への処分権限を追加す

るものです。

一番下の囲みにあるとおり、施行期日については、市町村において申請者等に対する周知期間を設けるため、令和6年4月1日としています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決します。なお本案について、農林水産委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。まず、①と②について説明をお願いします。

山本行政企画課長 資料の17ページをお開きください。

新たな行財政改革計画の策定に向けて、その視点や方向性を整理したので報告します。

資料の上段、1計画策定の趣旨・背景ですが上から二つ目のポツにあるとおり、少子高齢化や人口減少が急速に進む中において、官民双方の担い手不足や社会保障関係費の増加、頻発や激甚化する自然災害など、喫緊の課題に対応しながら、県政の指針となる現在策定中の新たな長期総合計画を推進していくためには、持続可能な行財政基盤の確保が必要不可欠と考えています。そこで四つ目のポツにあるとおり、時代の要請や潮流の変化を踏まえ、新長期総合計画と時期を同じくして、その下支えとなる新行財政改革計画を令和6年度中に策定するものです。

そうした策定の趣旨、背景を踏まえて、次に

2新たな行財政改革計画を策定する上での考慮すべき視点として、①DXの加速化とAI等の先端技術活用による社会変革の実現、②多様な主体との連携強化による公共サービス・社会資本等の維持・向上、③持続可能な社会保障制度の確立、④県政運営の土台となる人材の育成と安定的な財政基盤の確保といった、四つの視点に基づき、新行財政改革計画の中身を組み立てていきたいと考えています。

次に、3新たな行財政改革計画の構成を御覧ください。一番左側の緑色で表示した欄ですが、これは新長期総合計画の下支え、連動を考慮し、そこで想定される時代の要請、潮流の変化のうち、新行財政改革計画の策定にあたって、留意すべき背景等を抜粋して記載したものです。こちらを踏まえて、真ん中の欄にあるとおり、さきほど説明した①から④までの四つの視点を整理しています。特に、視点①のDXの加速化とAI等の先端技術活用による社会変革の実現については、今後取り組もうとする行財政改革全ての分野にまたがるものとして考えており、それが分かるように表示しています。

最後に一番右側の欄です。これが、今回の新行財政改革計画の大きな柱となる大項目の五つを示したものです。さきほど説明した四つの視点に対応する形で、項目1県民目線に立ったデジタル社会の実現として、行政分野のDXに加え医療、介護、教育、こども等の準公共分野のデジタル化を推進するとともに、その推進に必要な人材の確保と育成、環境整備を進めていきます。2の公共サービス等の維持・向上については、市町村との連携による行政運営の効率化、産学官、NPO、地域住民等多様な主体との連携による課題解決などを今後もさらに推進していきます。3の社会資本・公共施設の老朽化への対応については、中長期的な視点による戦略的なマネジメントを推進するとともに、施設の有効活用や民間活力の活用などを進めていきます。4の社会保障関係費の増加への対応については、医療費適正化のさらなる推進や介護予防、自立支援の取組を強化していきます。最後に5として、そうした取組や県政運営を支える土台

となる職員人材の確保・育成と働き方改革の推進、安定的な財政基盤の確保としており、働き方改革のさらなる推進と生産性向上や多様で優秀な人材確保に加え、高齢期職員の活用を進めるとともに、これまでと同様、安定的な財政基盤の確保に努めていきたいと考えています。

今後は、この五つの大項目に沿った具体的な取組の検討を進め、行財政改革推進委員会の意見も伺い、来年の第1回定例会において新行財政改革計画の概要と骨子をお示しし、御意見などを頂戴したいと考えています。

続いて、資料の18ページを御覧ください。

新たな大分県長期総合計画案の骨子について説明します。全体の概要については19ページから22ページに記載していますが、さきほど企画振興部から説明があったので省略します。

25ページの未来創造のツリー図を御覧ください。

政策・施策体系を現行計画と比較したのですが、総務部が所管する施策について説明します。当部所管の施策を黄色でお示ししています。資料右側の中段少し下のところ、政策4デジタル社会の実現と先端技術への挑戦のうち、(2)県民の暮らしをより便利で豊かにするDXの推進です。

こちらは、県民がいつでもどこでも簡単に便利に公共サービスを受けることができる社会の実現を目指し、AI等の先端技術を活用して県と市町村の行政DXを推進し、県民サービスをさらに向上させるという施策を記載しています。

小川委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から、質疑などはありませんか。

玉田委員 私からは行財政改革についてです。もちろん、しっかりした計画を立ててくれるでしょうし、我々もしっかりと議論したいと思いますが、今回機会を得て平成16年の行財政改革のスタートの分を、ざっと目を通しました。当時の財政状況を考えたときに、財政危機の中でいろんな改革案があり、それを実施してきたことがあると思います。

今回の計画は、安定的な県の財政の中で策定できるので、そういう意味ではこの16年間の

行財政改革、県民とともに痛みを分かち合いながらやってきた成果について、しっかり共有されるべきだと思います。それは、これからの計画も当然大事ですけれども、これからの計画自体が、さきほど申し上げたことを共有した上で立案してほしいと思います。

加えて、この16年間で大きな施設を廃止して来たこともあります。例えば、マリンカルチャーセンターの廃止もありましたが、今回その時の書類にも目を通しました。経過は載っているけれども、建設当時の目標などが達成されたかといったところまでは、実質まだ総括されていない。やはり、もう一步進んで議論してほしいなど、そういうところが足りない気もするので、今からするという話にはなりませんけど、これまでの16年間をしっかりと共有した上で、しっかりとした計画を立てていただきたいと思っています。課長、何かあればお願いします。

山本行政企画課長 貴重な御意見をありがとうございます。私どもも平成16年からずっと行財政改革に、類似の計画に基づいて常に行革の下、取り組んできました。今回の策定についても過去の行財政改革の取組成果なり、まだ現行計画も続いていますけれども、その中で残された課題等を十分検証して、次の計画策定に入っていきたいと思っています。

また、大規模施設についても平成16年度以降、大規模施設としては15施設ほど廃止等を行っています。そうした過去の大規模施設の検証等も十分踏まえて、これは行財政改革計画だけではなく、施設に係る計画も今後また改めて見直していくことになっていきますが、そういった中でも、しっかりと取り組んで検証していきたいと思っています。

玉田委員 ありがとうございます。やはり、さきほど話された長期総合計画と表裏一体になるものだと思うので、そこら辺はよろしく願います。

守永委員 私も行財政改革計画に関してですが、職員人材の確保、育成と働き方改革の推進の部分で、職員をどう確保し育成していくかの中で、やはり技術系職員の人材確保がどうしても定数

を充足できないところもある。そういった部分は原課での工夫なり、いろんな取組が必要でしょうけど、どう確保していくかを、ぜひの中で議論を深めていただきたいと思いますし、人材をどのように育てていくのかも働き方改革とあわせて、育て方改革といった部分で、しっかりと議論を深めていただければと思います。よろしくをお願いします。

山本行政企画課長 御意見ありがとうございます。今回の行財政改革計画の策定についても、人口減少の中、官民双方での担い手不足という喫緊の大きな課題を踏まえた上で、策定を考えています。委員からいただいた御意見を参考に、しっかり議論したいと思います。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、次の③について、説明をお願いします。

清水電子自治体推進室長 続いて、諸般の報告③市町村行政DXの推進について説明します。資料の26ページをお願いします。

本県では、これまで県レベルでの行政手続の電子化や公金収納のキャッシュレス対応など、全国に先駆けた取組を進めてきました。県民にとって利便性を高めるためには、身近な市町村レベルでの取組が欠かせないことから、5月から県内全ての副市町村長で構成する会議で議論を重ね、全市町村の共同目標として設定したので報告します。

まず1行政手続の電子化については、役所での対面で行う手続、子育てや福祉、水道など22種類の主要な行政手続を、おおむね令和7年度までにオンライン申請可能とします。これにより、県民の皆様は時間や場所に縛られずに手続が可能となり、大幅な利便性向上が見込まれることを期待しています。

次に、2公金収納のキャッシュレス対応ですが、申請に伴う手数料の納付をオンラインで完結可能にすること及び主要な窓口でキャッシュレス決済を導入することで県民の利便性向上を

図りたいと考えています。

二つ飛ばして5県の支援についてですが、市町村の取組を後押しするため、県のノウハウを基にした技術的支援、小規模な団体に対しては外部からデジタル人材を確保するための支援も行っていきます。今後、これら共同目標を今年度中に確定し、各市町村の取組に反映させていきたいと考えています。また、施設のオンライン予約や窓口サービス向上などについても議論を進め、共同目標に追加するなど引き続き市町村と連携して、市町村行政のDXを積極的に推進、支援していきます。

小川委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から、質疑などはありませんか。

守永委員 この報告の中で、やはりキャッシュレス対応の部分ですが、きちんと納付できているかが、県民の皆さんの非常に気になるところじゃないかと思います。それと、どこまでキャッシュレスにするかによりますが、例えばいつまでに納付しなさいとあった場合に、機械やシステムのトラブルで納付できないとか、そういった時に、きちんとフォローできるかも含めて検討しなければならぬと思いますが、そういった危機回避の部分での検討は、何か考えがありますか。

清水電子自治体推進室長 御意見ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりで、県のキャッシュレス対応は、いろいろなトラブルと言うか事例が積み重なってきたので、そういった事例も市町村に情報共有しながら、そこら辺はしっかりと進めなければいけないと考えています。キャッシュレスは当然、利便性の向上が目的なので、無理矢理にするものではなく選択肢を増やす意味で進めていきたいと思っています。しっかりとその辺はやっていきたいと思っています。（「よろしくをお願いします」と言う者あり）

小川委員長 ほかにないもので、委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別にないので、これをもって総務部関係の審査を終わります。執行部の皆様は、お疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、しばらくお待ちください。

〔総務部退室、会計管理局、議会事務局入室〕

小川委員長 これより会計管理局、議会事務局関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として澤田議員、堤議員に出席いただいています。

まず、付託外案件の審査に入ります。議長から回付されている陳情6議員の視察旅行に対する市民への報告会の開催を求める陳情について、議会事務局の意見を求めます。

祖母井議会事務局次長 初めに、お断りとなりますが、議会事務局長の森が体調不良のため欠席しています。本日は私から説明しますが、よろしくをお願いします。

陳情6議員の視察旅行に対する県民への報告会の開催を求める陳情について説明します。陳情文書表3ページを御覧ください。

この陳情は、議員の活動が見えないと感じている陳情者から、県民が県政に積極的に参加し議会活性化にもつながるとして、議員による視察旅行の報告会を開催し、議員と県民の意見交換を行う場を求めているものです。

委員会等の視察調査は、直面する県政の諸課題について、先進的な取組や活動について調査し、その成果は本会議での質問や委員会での議論などを通じて県政に反映されています。また、視察調査の報告書はしっかりと作成されており、県議会のホームページで公開しています。

一方、住民と対面で意見交換を行う機会としては、出前県議会や議員出前講座、夏休み子ども議会見学、県議会ユースモニター制度など多くの機会が設けられており、その様子は広報紙の県議会おおいやテレビ番組の県議会タイムで周知、広報しています。事務局としても、しっかりと努めていきたいと思えます。

小川委員長 この陳情について、まず委員の皆様から、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方はありませんか。

堤委員外議員 これは総務企画委員会とか、そういうところで議論する中身なのかな。陳情だから、議員に対する要請みたいなものじゃないのかと。だから、議会運営委員会とか各会派代表者会で議論するべきものじゃないかと思ったんだけどね。

それと、今いろんなことをやっていると言ったのは、陳情者には知らせてあげるのかな。

祖母井議会事務局次長 陳情として提出されたので、この総務企画委員会で説明することとしました。陳情者に対しても、しっかりと説明したいと思います。（「はい、いいです」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかにないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、会計管理局から報告の申出があるので、これを許します。

渡辺会計管理者兼会計管理局長 会計管理局の諸般の報告事項について説明します。タブレット画面右下に、青い通知が出たらタッチをお願いします。

用品調達特別会計制度の見直しについてです。タブレットの会計管理局の総務企画委員会資料2ページを御覧ください。

(1) 制度の概要を御覧ください。用品調達特別会計は、県の機関で使用する備品や消耗品などの調達事務を一元的に行い、共通物品の規格統一、大量購入による経費削減を図るために大分県用品調達特別会計条例により設けているものです。昭和28年に制定した当初は、用品の購入価格に5%の加算金を上乗せして各所属へ払い出して、その加算金を積み立てて当時あった、県営印刷所の施設機械の償却資金等に充当していました。

(2) 問題点・課題を御覧ください。その後、県営印刷所の組織変更があったり、あるいは国

庫補助事業などでの備品調達に対し、加算金を上乗せしたりするのはいかがなものかといったことから制度の改正を重ね、平成14年度には加算金制度を廃止しました。この加算金制度を廃止したことにより、特別会計を維持する必要性が薄れてきており、平成19年度の包括外部監査でも、特別会計の廃止を含めて検討するよう指摘を受けていました。しかしながら、特別会計を廃止する場合には、これを一般会計で扱うことになるため、財務会計システムの改修が必要となります。その改修に多大な費用を要することで、現在に至っています。

(3) 今後の対応、(4) 廃止の時期(案)、(5) 廃止の理由を御覧ください。今般、新しい財務総合システムを導入することにより、令和6年度から一般会計の中で集中調達の会計処理が可能となる見込みとなりました。したがって、令和5年度をもって用品調達特別会計を廃止する方向で諸準備を進めていることを報告します。なお廃止条例の議会への提案は、次回2月の第1回定例会を予定しています。

小川委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から、質疑などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別がないので、これをもって会計管理局、議会事務局関係の審査を終わります。執行部の皆様は、お疲れ様でした。

この後協議を行うので、委員の皆様はこのままお待ちください。

〔委員外議員、会計管理局、議会事務局退室〕

小川委員長 それでは、協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会

中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別がないので、これで本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。